第

3 6 7 2

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 1月 7日 水曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

○ 申告書の提出が遅れた場合

 ② : 当社は、法人税について、確定申告書の提出期限の延長の届出を出していますが、 消費税にもこの特例の適用があるものと思い 込んでいましたので、申告書の提出が遅れて しまいました。無申告加算税の対象になりますか?

A: 一定の要件に該当する場合は、対象になりません。

【解説】

法人税の確定申告書の提出期限の延長の届出を提出していても、消費税については、提出期限の延長の適用がありませんので、忘れずに法定申告期限までに申告書を提出しなければなりません。

提出が遅れますと、原則として、無申告加 算税の対象になりますが、申告書の提出が遅 れた場合であっても、次のいずれにも該当し、 かつ、法定申告期限から2週間を経過する日 までにその申告書が提出された場合には、無 申告加算税を課されないこととされています。 ①自主的な期限後申告書の提出があった日の 前日から起算して5年前の日までの間に、そ の期限後申告に係る税目について、無申告加 算税又は重加算税を課されたことがない場合 で、かつその提出が調査を予知してされたも のではなく、期限内申告書を提出する意思が あったと認められるとき

②期限後申告にかかる納付すべき税額の全額 が法定納期限までに納付されているとき







